

議事要旨(3) 四半期会計基準等の改正について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、前回委員会での市場関係者からの意見聴取を踏まえて本日から具体的な検討に入る旨及び四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記事項に関するディスカッション・ポイントの説明がなされた後（審議事項（3）－1を参照）、高橋由彦専門研究員から各ディスカッション・ポイントに関する現行基準上での取扱い、市場関係者の評価及び考えられる対応の方向性について追加説明が行われた（審議事項（3）－2を参照）。委員等からの主な発言は以下のとおりである。

- ・ある委員より、法定開示すべき事項については、あくまでもコスト・ベネフィットの観点から判断すべきであり、仮にキャッシュ・フロー計算書を任意開示にしても、企業が開示することでベネフィットがあると判断したら、開示を行うのではないかという意見があった。
- ・複数の委員より、日本の四半期報告制度全体について投資家からの信頼を維持するために何を最低限開示させるべきかという議論が重要であり、強制開示は最低限にして任意開示を妨げないといった対応が望ましい旨の意見があった。
- ・ある委員より、今回の簡素化は日本の開示制度の後退という印象を与える可能性があるため、IFRS とのコンバージェンスを視野に入れ、日本の四半期独自のものを簡素化することで、ディスクロージャーの後退でないことを示す必要があるのではないかとの意見があった。
- ・ある委員より、昨今のコンバージェンスの流れを踏まえ、IFRS を参考に基準を簡素化すべきであり、主に半期報告制度を採用する欧州を参考に第1、3四半期は大幅に簡素化すべきとの意見があった。
- ・ある委員より、将来 IFRS の導入を視野にいれた場合、IFRS に規定されていないものを簡素化の対象にすべきであり、現在 IFRS に規定されている注記を簡素化することには慎重に対応すべきであるとの意見があった。
- ・あるオブザーバーより、80%以上の上場会社が四半期キャッシュ・フロー計算書を取引所においても自主開示しているが、取引所での開示をやめ、制度開示だけにすると、取引所での開示のタイミングから法定開示まで時間的な余裕が発生するので、作成者の負担が減るのではないかとの意見があった。一方、複数の委員からは、証券取引所の適時開示の制度に捉われず、企業会計基準委員会として四半期報告をどのように考えるかが重要であるとの意見があった。

これらの意見に対して、事務局からは、今回の簡素化は投資者保護を念頭に置きつつ作成者の負担軽減を図るものであることや、現行の四半期財務諸表の注記は我が国の中間財務

諸表作成基準や米国 SEC の四半期開示に係るルールを参考にしたものであるが、今回の見直しにあたっては、IAS で規定している注記項目も参考に検討していきたい旨などの説明を行った。

以上